

＜対策のポイント＞

過疎化、高齢化等の著しい進行により地域の活力が低下しつつある中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図ります。

＜事業の内容＞

1 保全対策事業

中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる土地改良施設及びこれらと一体的に保全することが必要であると認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため実施。

①調査研究事業

- 基本的対策等の作成
- 調査（地域資源調査、集落点検調査、現況調査等）
- 工法等の研究（実証試験、特産品開発研究、集落点検マップ作成等）

②研修事業

- 指導員、推進員等の研修会（研修会開催、研修会への派遣等）
- 先進地区の現地調査や検討会
- 地域リーダー育成（研修会開催等）

③推進事業

- 現地診断、推進指導（指導員の派遣等）
- 組織の構想化（協定締結支援、啓発普及ワークショップ、ボランティア連絡調整等）
- 啓蒙普及（HP開発、情報誌作成、啓発イベント、食育活動支援、看板設置等）
- 都道府県委員会等の運営

＜事業イメージ＞

ふるさと水と土基金（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

- ①事業主体 都道府県（※東京都、神奈川県、大阪府、岡山県、広島県は除く）
- ②基金造成総額 330億円（R5年度末時点:266億円）
- ③補助率 国費1／3
- ④造成期間 平成5～9年度

対象地域

- ①地域振興5法の指定を受けている地域
ア 過疎地域 イ 振興山村 ウ 離島振興対策実施地域
エ 半島振興対策実施地域 オ 特定農山村地域
- ②上記と一体として事業を推進することが効果的と認められる地域



①調査研究事業



②研修事業



③推進事業